

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2020賃金確定一次要求書の回答等について
交渉日時 令和2年11月2日(月) 15時15分～17時5分
交渉場所 宇治市役所本庁 602会議室
交渉出席者 当局側 宇野副市長 脇坂市長公室長 北尾市長公室副部長 西川人事課長
岡野人事課副課長 足立同課人事研修係長
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計13人

概要	要
組合の主張	<p>2020賃金確定一次要求書の回答と給与改定に係る提起等を行った。</p> <ol style="list-style-type: none">① この提起には、期末手当を引き下げることのみで、これまでから要求してきた生活改善につながる見直しはなく、到底受け入れられない。 前回の交渉では、給料とボーナスはセットで議論すべき課題と言っていたが、給料についての提起がされていないがどういうことなのか。当局として、どのような検討をしてきたのか。② 借家に係る住居手当については、国準拠ではない手法も含めて労使間で議論してきたのに、なぜ国準拠の提起をするのか。③ 扶養手当については、これまでの交渉経過がまったく考慮されていない提起である。④ 切実な生活実態がある職員層に対して、いかに光をあてるかを主張してきた。それに見合った対応がされない限りは妥結できない。ラスパイレス指数に固執されると前進ができない。
当局の主張	<ol style="list-style-type: none">① 国や京都府を含めた他団体の状況を見る中で検討してきた。貴組合からの要求の重みについては、理解しているつもりである。京都府の月例給の勧告については、国と同様に改定がないという見込みも持っているが確定したものではない。時間のない中で、現状を踏まえて提案したものである。② 様々な手法で検討は行ってきたが、国準拠とする場合よりも財源が必要になることもあり、国と同様とする提案をしたところである。③ これまでの交渉経過や現状を踏まえて検討を行ってきた。改定途中の段階は国と異なっているものの、完成形の支給額は国に準拠すべきであると考えており、このような提案をさせていただいたものである。④ 持ち帰って検討したい。